

茅ヶ崎市公共工事最低制限価格制度取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づき、競争入札による請負契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格（消費税及び地方消費税を含まない金額をいう。以下同じ。）以上の価格をもって有効な申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる入札)

第2 最低制限価格を設けて行う入札は、予定価格が2,000,000円を超え150,000,000円未満の工事の請負契約に係る入札とする。

(最低制限価格の設定)

第3 最低制限価格は、予定価格（消費税及び地方消費税を含まない金額をいう。以下同じ。）に、当該予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額を当該予定価格で除して得た割合を乗じて得た額とする。ただし、その割合が100分の95を超える場合は、100分の95と、100分の80に満たない場合は100分の80を当該予定価格に乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額

2 市長は、前項の規定にかかわらず、契約の種類及び内容により必要と認めるときは、同項の割合を100分の80から100分の95までの範囲において別に定めることができる。

(予定価格調書への記載)

第4 最低制限価格を設けたときは、予定価格調書に当該最低制限価格を記載するものとする。

(最低制限価格の周知)

第5 市長は、競争入札に参加しようとする者に対し、次に掲げる事項を周知するものとする。

- (1) 最低制限価格が設定されていること。
- (2) 最低制限価格を設けた入札において、申込みに係る価格（消費税及び地方消費税を含まない金額をいう。）が最低制限価格に満たない価格をもって申込みをした者は、再度の入札に参加できないこと。

(落札者の決定)

第6 最低制限価格を設けて行う入札を執行し、最低制限価格に満たない価格をもって入札が行われた場合は、当該申込みをした者を落札者とししないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月22日から施行し、平成21年4月23日以後に入札公告を行う工事の請負契約の入札から適用するものとする。

附 則

1 この要領は、平成22年3月1日から施行する。

2 この要領の施行の日以後に行われる公告及び契約の申込みの誘引に係る契約で平成22年4月1日以後に締結するものについて適用するものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月20日から施行し、平成23年4月21日以後に行われる公告及び契約

の申込みの誘引に係る入札から適用するものとする。

附 則

この要領は、平成25年6月5日から施行し、平成25年6月6日以後に行われる公告及び契約の申込みの誘引に係る入札から適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成27年3月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日以後に行われる公告及び契約の申込みの誘引に係る契約で平成27年4月1日以後に締結するものについて適用するものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月4日以後に行われる公告及び契約の申込みの誘引に係る入札から適用するものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月4日以後に行われる公告及び契約の申込みの誘引に係る入札から適用するものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、平成30年4月3日以後に行われる公告及び契約の申込みの誘引に係る入札から適用するものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に行われる公告及び契約の申込みの誘引に係る入札から適用するものとする。

附 則

この要領は、令和7年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、この要領の施行の日以後に行われる公告及び契約の申込みの誘引に係る入札から適用し、同日前に行われる公告及び契約の申込みの誘引に係る入札については、なお従前の例による。